

ひとり親家庭への支援

戸田市では、ひとり親家庭の自立を目的として様々な支援をおこなっています。
申請される方は、事前に裏面の問合せ先にご連絡ください。

手当の金額など詳細については、戸田市こども家庭支援室のホームページに記載しております。

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/251/kodomokatei-hitorioya.html>

所マークがついている制度は所得制限があります。

個マークがついている制度は個人番号が必要です。

種類	名称	内容
手当	児童扶養手当	対象 ひとり親家庭または父母に一定の障害がある方で、18歳の年度末までの子(障害のある子については20歳未満)を養育している方 所 個
	遺児手当	対象 生計維持者を亡くし、18歳の年度末までの子を養育している方かつ戸田市に1年以上居住している方。 所
助成金	ひとり親家庭等医療費助成	保険診療分の医療費の一部負担金を助成します。 対象 上記児童扶養手当と同じ。また、その子。 所 個
	ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成	住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成します(限度額あり)。 対象 民間の賃貸住宅に居住しているひとり親世帯 所
	ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業	賃貸契約をする際の債務保証制度の保証料を助成します(限度額あり)。 対象 市内転居の際、保証人を確保することが難しく、債務保証制度を利用するひとり親世帯 所
	就学援助制度 担当課: 戸田市教育委員会 学務課	子が小中学校へ通学する上で、経済的な理由によりお困りのご家庭に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助します。 対象 児童扶養手当を受給している方、 同一生計世帯の所得合計額が認定基準に満たない方 所
家事育児支援	家事・育児を行う家庭生活支援員を自宅に派遣します(所得により費用負担あり)。 対象 ひとり親家庭で、一時的な病気や技能取得のための通学などにより、日常生活に支障をきたす方。 個	

種類	名称	内容
自立のための給付金	ひとり親家庭教育訓練給付金事業	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座を受講し、修了した場合に給付金が支給されます。講座の受講前に、事前相談が必要です。 対象 児童扶養手当を受給中、又は同様の所得水準のひとり親の方 ^所 ^個
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	市指定の資格を取得するために一定期間以上養成機関で修業する場合に、給付金が支給されます。修業開始前に、事前相談が必要です。 対象 児童扶養手当を受給中、又は同様の所得水準のひとり親の方 ^所 ^個
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験に合格するための対策講座を受講し、講座修了時・認定試験合格時に給付金が支給されます。講座の受講前に、事前相談が必要です。 対象 児童扶養手当を受給中、又は同様の所得水準のひとり親の方 ^所
補助金	養育費の保証促進補助金	養育費保証契約を締結する際の保証料を補助します（限度額あり）。 対象 ひとり親家庭で要件を満たす方 ^所
自立支援	母子・父子自立支援員	専門の相談員（母子・父子自立支援員）が、ひとり親家庭の子育てや生活・仕事など全般のご相談をお受けします。
	子どもの学習支援事業	学校教育における学習の習得に不安を感じる父母の負担を軽減するため、児童に対して学習の場を提供します。 対象 ひとり親家庭の小学1年生～中学3年生の児童。
貸付金	母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付	生活資金・就学支度資金などの貸付をします。 対象 ひとり親家庭で20歳未満の子を養育する方、寡婦の方。 ^個
施設	母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が入所する施設で、自立を促進するための生活支援や子育て支援を行います。 ^個

問合せ先 戸田市役所こども家庭支援室 048-441-1800（代表）

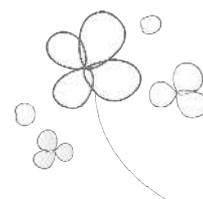
～ については内線 274

・ ・ ・ については 048-299-2816

については戸田市教育委員会 学務課 内線 303

「母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付」については

【埼玉県東部中央福祉事務所 048-737-2132】にお問い合わせください。



～子育てはひとりで悩まないで～

こども家庭相談センターでは、子育てや家庭の悩み全般のご相談を、
電話/来所/家庭訪問により実施しております。

【相談日・時間】 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 9時～12時/13時～17時

【電話番号】 048-433-2222(直通ダイヤル)
よんさんさん にがよっつ